

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	383,000千円 H29.12.31まで	H23.8.12 北京で (同日)	日本側 大使 中国側 丹羽宇一郎 在中国 兼建華商務部部長	H23.8.24 294号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成○年△月□日をHO.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。